

【変更申請について】 変更内容:利用日数(支給量)を翌月一日以降に増やすだけの場合

【窓口申請・郵送申請】

変更申請	提出書類	備考
○	支給変更申請書	
○	障害児支援利用計画	・変更の申請のみ、前回提出の障害児支援利用計画(セルフプラン)、週間ケア計画のコピーに、赤字で訂正した書類でも受付可。
○	週間ケア計画	・療育を受ける事業所の他に、相談支援事業所へ利用計画の作成を依頼している場合は、事業所が作成。
○	今お使いの通所受給者証	・申請後、通所受給者証は回収されます。直近で受給者証番号等が必要な場合は、事前にコピーをお願いします。

<提出先>

〒272-0032
千葉県市川市大洲 4-18-3
市川市こども発達センター内
こども家庭部 発達支援課
047-370-3577

注意)

- ・消えるボールペン、修正テープの使用はできません。
- ・利用日数は最短で翌月一日から変更できます。

【オンライン申請】



二次元コード

URL : <https://logofom.jp/form/cGft/1300431>

注意)

- ・支給量(ご利用できる日数)の変更以外は、ご利用できません。